

# 第125期 中間決算公告

平成20年12月25日

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 鎌 田 宏

## 中間貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	100,198	預 金	4,804,541
コーロ口一	73,355	譲渡性預金	365,570
買入金銭債権	19,206	コーロマネー	73,187
商品有価証券	41,352	債券貸借取引受入担保金	5,652
金銭の信託	42,156	借 用 金	314
有価証券	2,052,457	外 国 為 替	143
貸 出 金	3,300,272	そ の 他 負 債	52,372
外 国 為 替	811	未払法人税等	3,387
そ の 他 資 産	18,231	リ ー ス 債 務	357
有形固定資産	40,523	そ の 他 の 負 債	48,627
無形固定資産	384	退職給付引当金	40,630
繰延税金資産	28,613	役員退職慰労引当金	805
支払承諾見返	38,362	睡眠預金払戻損失引当金	155
貸倒引当金	△ 45,784	偶発損失引当金	463
		支 払 承 諾	38,362
		負債の部合計	5,382,199
		(純資産の部)	
		資 本 金	24,658
		資 本 剰 余 金	7,850
		資 本 準 備 金	7,835
		その他資本剰余金	15
		利 益 剰 余 金	269,532
		利 益 準 備 金	24,658
		その他利益剰余金	244,874
		固定資産圧縮積立金	870
		別 途 積 立 金	237,405
		繰越利益剰余金	6,599
		自 己 株 式	△ 2,123
		株 主 資 本 合 計	299,918
		その他有価証券評価差額金	28,130
		繰延ヘッジ損益	△ 106
		評価・換算差額等合計	28,023
		純資産の部合計	327,941
資産の部合計	5,710,141	負債及び純資産の部合計	5,710,141

## 中間損益計算書 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>59,651</b>
資金運用収益	46,898
(うち貸出金利息)	( 31,864)
(うち有価証券利息配当金)	( 14,542)
役務取引等収益	7,949
その他業務収益	2,641
その他経常収益	2,161
<b>経 常 費 用</b>	<b>53,481</b>
資金調達費用	8,551
(うち預金利息)	( 6,152)
役務取引等費用	3,156
その他業務費用	3,020
営業経費	30,400
その他経常費用	8,352
<b>経 常 利 益</b>	<b>6,169</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>0</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>280</b>
<b>税引前中間純利益</b>	<b>5,888</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>3,518</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 1,484</b>
<b>中 間 純 利 益</b>	<b>3,854</b>

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

従来、その他有価証券のうち変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価しておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)が公表されたことに伴い、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準により、当中間期においては合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は26,095百万円、その他有価証券評価差額金は15,500百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は10,594百万円減少しております。なお、これによる損益への影響はありません。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～31年
そ の 他	4年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

## (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく当期末における要支給額のうち、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

## (4) 睡眠預金払戻損失引当金

利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

## (5) 偶発損失引当金

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

## 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は356百万円、「その他負債」中の「リース債務」は357百万円増加しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

## 表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 92 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,382百万円、延滞債権額は95,385百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は571百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,246百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は136,585百万円  
であります。  
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,998百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 123,555 百万円  
その他資産 141 百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 39,031 百万円  
債券貸借取引受入担保金 5,652 百万円  
上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券135,832百万円を差し入れております。  
なお、その他資産のうち保証金は61百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,324,238百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,305,104百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要

に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 68,235 百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,047百万円であります。
11. 1株当たりの純資産額 864 円 55 銭
12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）12.85%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額6,217百万円、債権売却損1,523百万円及び株式等償却135百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 10 円 15 銭
3. 当中間期において、宮城県内の営業用店舗3か所及び遊休資産1か所について減損損失を計上しております。

当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額225百万円（土地198百万円、建物18百万円、その他の有形固定資産6百万円、その他1百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて、それぞれ算定しております。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	86,040	150,173	64,132
債券	1,631,048	1,639,972	8,924
国債	905,064	910,899	5,835
地方債	89,290	89,687	396
短期社債	19,993	19,991	△ 1
社債	616,699	619,393	2,693
その他	274,158	245,659	△ 28,498
合計	1,991,247	2,035,805	44,557

- （注）1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 当中間期において、その他有価証券で時価のある株式等について3,127百万円減損処理を行っております。

売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて、時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金 額(百万円)
満期保有目的の債券 貸付債権信託受益権	1,778
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	92
その他有価証券 非上場株式	3,242
公募債以外の内国非上場債券	13,047
投資事業組合出資金	269

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	21,420	21,970	549

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	17,334	百万円
退職給付引当金	16,435	
減価償却	8,591	
有価証券償却	3,476	
その他	3,714	
繰延税金資産小計	49,551	
評価性引当額	△ 3,371	
繰延税金資産合計	46,180	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 16,977	
固定資産圧縮積立金	△ 590	
繰延税金負債合計	△ 17,567	
繰延税金資産の純額	28,613	百万円

# 第125期 中間決算公告

平成20年12月25日

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 鎌田 宏

## 中間連結貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	100,268	預 金	4,802,407
コールローン及び買入手形	73,355	譲渡性預金	365,370
買入金銭債権	19,206	コールマネー及び売渡手形	73,187
商品有価証券	41,352	債券貸借取引受入担保金	5,652
金銭の信託	42,156	借 用 金	16,239
有 価 証 券	2,062,313	外 国 為 替	143
貸 出 金	3,284,678	そ の 他 負 債	63,251
外 国 為 替	811	退職給付引当金	41,047
リース債権及びリース投資資産	29,738	役員退職慰労引当金	862
そ の 他 資 産	30,754	睡眠預金払戻損失引当金	155
有形固定資産	42,788	偶発損失引当金	463
無形固定資産	1,681	支 払 承 諾	38,362
繰延税金資産	31,911	負債の部合計	5,407,143
支払承諾見返	38,362	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 54,020	資 本 金	24,658
		資本剰余金	7,850
		利益剰余金	270,733
		自 己 株 式	△ 2,097
		株主資本合計	301,144
		その他有価証券評価差額金	28,132
		繰延ヘッジ損益	△ 106
		評価・換算差額等合計	28,026
		少数株主持分	9,044
		純資産の部合計	338,215
資産の部合計	5,745,358	負債及び純資産の部合計	5,745,358



## 中間連結損益計算書 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>68,765</b>
資金運用収益	47,206
(うち貸出金利息)	( 32,127)
(うち有価証券利息配当金)	( 14,587)
役務取引等収益	8,379
その他業務収益	11,106
その他経常収益	2,072
<b>経 常 費 用</b>	<b>62,329</b>
資金調達費用	8,660
(うち預金利息)	( 6,150)
役務取引等費用	2,881
その他業務費用	10,376
営業経費	31,158
その他経常費用	9,253
<b>経 常 利 益</b>	<b>6,435</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>33</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>280</b>
<b>税金等調整前中間純利益</b>	<b>6,188</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>3,863</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 1,616</b>
<b>少数株主利益</b>	<b>62</b>
<b>中 間 純 利 益</b>	<b>3,879</b>

# 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社

連結される子会社名

七十七ビジネスサービス株式会社

七十七スタッフサービス株式会社

七十七事務代行株式会社

連結される子法人等名

七十七リース株式会社

七十七信用保証株式会社

七十七コンピューターサービス株式会社

株式会社七十七カード

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

## 2. 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

従来、その他有価証券のうち変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価しておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）が公表されたことに伴い、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準により、当中間連結会計期間においては合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は26,095百万円、その他有価証券評価差額金は15,500百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は10,594百万円減少しております。なお、これによる損益への影響はありません。

- (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～31年
そ の 他	4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額のうち、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価格をリース投資資産の期首簿価として計上しております。

## (12) 重要なヘッジ会計の方法

### (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## (13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる借手側の損益等に与える影響額は軽微であります。

貸手側については、従来の方法に比べ、リース債権及びリース投資資産は29,738百万円増加し、有形固定資産は26,998百万円、無形固定資産は2,154百万円それぞれ減少しております。また、経常利益は60百万円、税金等調整前中間純利益は28百万円それぞれ減少しております。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

#### 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,365百万円、延滞債権額は97,548百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

#### 2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は571百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

#### 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,376百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は139,861百万円です。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,998百万円です。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	123,555 百万円
その他資産	141 百万円
リース投資資産	977 百万円

担保資産に対応する債務

預金	39,031 百万円
債券貸借取引受入担保金	5,652 百万円
借入金	637 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券135,832百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は111百万円です。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,396,262百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,377,128百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 73,717 百万円

9. 借入金には、リース投資資産14,620百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金12,184百万円が含まれております。

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は13,047百万円です。

11. 1株当たりの純資産額 867 円 79 銭

12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 13.07%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額7,060百万円、債権売却損1,523百万円及び株式等償却135百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 10 円 22 銭

3. 当中間連結会計期間において、宮城県内の営業用店舗3か所及び遊休資産1か所について減損損失を計上しております。

当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額225百万円(土地198百万円、建物18百万円、その他の有形固定資産8百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	8,115	8,140	24
地方債	1,699	1,693	△ 6
合計	9,815	9,834	18

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	86,083	150,258	64,175
債券	1,631,048	1,639,972	8,924
国債	905,064	910,899	5,835
地方債	89,290	89,687	396
短期社債	19,993	19,991	△ 1
社債	616,699	619,393	2,693
その他	274,158	245,659	△ 28,498
合計	1,991,290	2,035,890	44,600

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式等について3,127百万円減損処理を行っております。

売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて、時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金 額(百万円)
満期保有目的の債券 貸付債権信託受益権	1,778
その他有価証券	
非上場株式	3,289
公募債以外の内国非上場債券	13,047
投資事業組合出資金	269

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	21,420	21,970	549

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。